

除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合 の開催について

1. 設置の趣旨

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染及び特定廃棄物処理を、政府が一体となって取り組むための体制を確立する。

2. メンバー案

議長 内閣官房長官

副議長 環境大臣

構成員 東日本大震災復興対策担当大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣

3. 役割

放射性物質汚染対処特措法に規定する基本方針に基づいた施策についての総合調整、進捗管理等を行う。

4. 庶務

閣僚会合の庶務は、環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。